

青果部出荷奨励金交付承認要領

(目的)

第1条 この要領は、業務規程第66条の規定に基づき、青果部における出荷奨励金の交付及び出荷奨励金の額の公表等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(出荷奨励金)

第2条 出荷奨励金とは、卸売業者が集荷取引について、出荷の奨励、その他の目的をもって出荷者又はその組織する団体に支出する交付金をいう。

- (1) 定率奨励金
- (2) 特別奨励金

(交付の限度)

第3条 卸売業者が出荷者に交付する出荷奨励金の最高支出限度額は、その年度の総卸売金額から消費税額及び地方消費税額を控除した金額に1000分の10及び100分の110を乗じて得た額に相当する額とする。

(交付対象額)

第4条 卸売業者が出荷者に交付する出荷奨励金の対象額（以下「対象額」という。）は、対象となる卸売金額から消費税額及び地方消費税額を控除した金額をいう。

(交付の対象及び交付率)

第5条 定率奨励金は、選果状況が良好で共同出荷をなし卸売業者の取扱経費が著しく節減される団体並びに規格、出荷状況が良好で大量に出荷する団体及び個人の出荷者に対して、次の各号に掲げる交付率に基づき交付するものとする。

- (1) A区分（支庁及び郡単位以上の組織を有する団体）

前年度卸売金額	野菜の対象額における交付率	果実の対象額における交付率
2億円以上	1,000分の17以内	1,000分の10以内
6千万円以上2億円未満	1,000分の16以内	1,000分の9以内
1千万円以上6千万円未満	1,000分の15以内	1,000分の8以内
1千万円未満	1,000分の14以内	1,000分の7以内

(2) B区分 (村単位以上の組織を有する団体)

当該年度卸売金額	野菜の対象額における交付率	果実の対象額における交付率
6千万円以上	————	1,000分の3以内
6千万円未満	————	1,000分の2以内
2千万円以上	1,000分の7以内	————
2千万円未満	1,000分の5以内	————

(3) C区分 (前各号に該当しない団体及び個人)

当該年度卸売金額	野菜の対象額における交付率	果実の対象額における交付率
8千万円以上	————	1,000分の2以内
4千万円以上	1,000分の5以内	————
2千万円以上4千万円未満	1,000分の3以内	————

(特別奨励金)

第6条 卸売業者は、出荷奨励金の最高支出限度額の範囲内において、次の各号に掲げる特別奨励金を支出することができる。

- (1) 全国農業協同組合連合会及び日本園芸農業協同組合連合会に対する特別奨励金
- (2) 出荷者に対する災害見舞金、需要増進事業費及び選別場助成金で、青果物の生産の奨励又は需給の円滑化を図るため、市長が特に必要と認めたもの
- (3) その他特別の奨励金で、青果物の生産の奨励又は需給の円滑化を図るため、市長が特に必要と認めたもの

(申請手続)

第7条 卸売業者は、当該年度における出荷奨励金の交付について業務規程第66条第1項の承認を受けようとするときは、その年度開始前に出荷奨励金交付見込承認申請書(様式1)に次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 第5条に定める出荷者別定率奨励金交付見込金額、卸売見込金額及び対象見込額
 - (2) 前条第1号及び第3号に定める特別奨励金を交付する理由
- 2 卸売業者は、前条第2号に定める特別奨励金の支出について承認を受けよ

うとするときは、その都度出荷奨励金交付承認申請書（施行規則様式 25）に次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 当該年度における当該出荷者の委託卸売金額
 - (2) 当該年度における当該出荷者の委託対象額
 - (3) 当該年度における当該出荷者の特別奨励金支出累計額
- （承認方法）

第 8 条 第 5 条に定める定率奨励金並びに第 6 条第 1 号及び第 3 号に定める特別奨励金については、卸売業者の申請に基づき、毎年度その年度開始前に包括して承認する。

2 市長は、第 6 条第 2 号に定める特別奨励金については、卸売業者からの申請に基づき個別に審査し、第 3 条に定める最高支出限度額の範囲内で承認する。

3 市長は、前 2 項の承認を行う場合は、業務規程第 66 条第 3 項の規定に基づいて行わなければならない。

（支出の時期）

第 9 条 出荷奨励金の支出は、当該年度末とする。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

（交付状況の報告）

第 10 条 卸売業者は、出荷奨励金の交付状況について、毎月 10 日までに前月分の種類別の交付額を出荷奨励金月間交付状況報告書（様式 2）により市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、当該年度における出荷奨励金の交付状況について、当該年度終了後 30 日以内に下記内容により市長に報告しなければならない。

- (1) 当該年度卸売金額、卸売対象額及び出荷奨励金交付実績、交付率
- (2) 出荷者別卸売金額、卸売対象額及び出荷奨励金交付実績、交付率

（交付額の公表）

第 11 条 卸売業者は、出荷奨励金の交付状況について、毎月 10 日までに前月分の種類別の交付額をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

附 則

1 この要領は、昭和 54 年 4 月 20 日から施行する。

2 青果部出荷奨励金交付承認要領（昭和 51 年 4 月 1 日市場長決裁）及び青果部出荷者費用負担支出承認要領（昭和 51 年 4 月 1 日市場長決裁）は、廃

止する。

(支出時期の経過措置)

- 3 この要領施行時において、すでに契約を締結している出荷者に対しては、当分の間、市長の承認を受けて従前の例によることができるものとする。

附 則

この要領は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

様式 1

年度出荷奨励金交付見込承認申請書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

卸売業者の名称

青果部出荷奨励金交付承認要領第 7 条第 1 項の承認を受けたいので申請いたします。

記

1	総卸売見込金額	円
2	総対象見込額	円 (100%)
	(1) 野菜対象見込額	円
	(2) 果実対象見込額	円
3	受託品対象見込額	円
4	出荷奨励金交付見込金額合計	円 (%)
	(1) 定率奨励金交付見込金額	円 (%)
	(2) 特別奨励金交付見込金額	円 (%)
5	備 考	

※対象見込額は、卸売見込金額から消費税額及び地方消費税額相当額を控除した金額をいう。

※この様式により難しいときは、これに準じて別の様式を用いることができる。

様式 2

出荷奨励金月間交付状況報告書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

卸売業者の名称

青果部出荷奨励金交付承認要領第 10 条第 1 項の規定により、 月分について、下記のとおり報告いたします。

記

定率奨励金交付額	円
特別奨励金交付額	円

備考 この様式により難しいときは、これに準じて別の様式を用いることができる。